

改正概要説明書	
国名：カナダ	法令名：特許規則
改正情報：2017年9月14日版(2014年5月1日改正)	
改正概要：	
<p>1. 特許代理人の資格試験及び登録に関する要件の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許代理人(弁理士)の資格試験の受験資格要件の変更(第12条)、受験手数料返還要件の改定(第4条(11))、試験実施要領の改定(第12条)を行った。 <p>2. 拒絶理由通知に対する補正の取扱いの変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拒絶理由通知に対する補正が拒絶理由を解消するものである場合は拒絶理由通知を取下げ特許査定をする旨を明記した。また、解消できない場合は補正がなかったとみなされ、再補正を要求する旨が通知される等の規定を追加した(第30条(5)～(6.3)、(7)、(9)～(11))。 <p>3. 拒絶理由通知に対する応答期間満了後の補正可能条件の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拒絶理由通知に対する応答期間満了後の補正条件の追加(第31条)、特許査定通知後の補正の制限の追加(第32条)、出願の補正不可の条件の追加(第33条)を行った。 <p>4. 再審査請求の手續に関する改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再審査請求の手續について方式的要件を追加した(第45・45.1条) 	
改正内容：	
<p>・ 第4条</p> <p>(11) 特許代理人資格試験の手数料について、試験の書類審査に通った旨の通知を長官から受領した後30日以内に、受験する意思がないことを書面で長官に通知した場合、当該手数料は還付されると、変更された。</p> <p>・ 第12条 特許代理人登録簿への特許代理人の記入</p> <p>特許代理人資格試験の受験資格の変更。(a) 試験の第1日にカナダに居住し、かつ特許庁の審査職員として少なくとも24月の間雇用された、又はカナダで特許に係る実務を24月従事した(うち12月はカナダ以外の国で実務し、代理人として登録されていてもよい)。(b) 試験の告示がなされた日後2月以内に、長官に対して受験申請する。</p> <p>・ 第14条</p> <p>(1) 試験委員会は、少なくとも年1回、特許代理人資格試験を実施しなくてはならない。 (2) 長官はカナダ知的財産庁のウェブサイト上で、資格試験を公示し、試験実施場所を試験の第1日の少なくとも2週間前に、受験者に通知する、と変更された。</p> <p>・ 第30条</p> <p>拒絶理由に対する出願人の応答への対応について以下のとおり変更された。 (5) 拒絶の取り下げについて、審査官から出願人に通知される。 (6) 拒絶を解消できない場合、応答としての補正はなかったものとみなされる。 拒絶出願の再審査における長官の対応について以下のとおり規定の追加があった。 (6.1) 拒絶出願の再審査中に、最終指令通知に記載した欠陥以外の欠陥を発見した場合、</p>	

長官は当該欠陥を出願人に通知し、期間を指定して、当該欠陥に対する意見の提出を勧告する。

(6.2) 拒絶出願の再審査後に、拒絶理由が解消されたと判断される場合、長官は拒絶の取り下げと特許査定許可を出願人に通知する。

(6.3) 拒絶出願の再審査の結果、特別な補正が必要と判断された場合、長官は出願人に対して、通知日後3月以内に特別な補正をしなければならない旨を通知する。

(7)(9)(10)において、適用対象として上記規定(6.2)及び(6.3)が追加された。

・第31条 補正

第30条(4)に基づく審査官の要求に対する応答期間の満了後の補正可能条件について以下の追加があった。

(a) (6.2)又は(6.3)に基づき特許査定通知が送付された場合、

(c) 法律第73条(1)(f)に基づいて出願が放棄されたが、回復された場合、

(d)連邦上訴裁判所の命令による場合、

・第32条

第30条(6.2)又は(6.3)に基づく特許査定通知が送付された後の補正について、以下の条件が追加された。

(a) 誤記を訂正する補正のみ可、(b)審査官による追加調査を必要とする補正及び法律若しくは本規則を遵守していない補正は不可。

・第33条

出願の補正不可の条件として、(6.2)又は(6.3)に基づく手続が追加された。

・第45条 再審査

法律第48.1条に基づく特許クレームの再審査請求書及び先行技術文献の提出について、正副2通を提出する必要のない場合として、「電子的様式で提出される場合」が追加された。

・第45.1条

「再審査請求において、特許権者が提案した新たなクレームは、当該特許の最後のクレーム番号の次の番号より連番を振らなければならない」規定が追加された。

・関連規定 SOR/2013-212, s. 10

10. 「特許規則第30条(6)(b)(出願拒絶に対する応答として行われた補正はなかったものとみなす規定)は、本条の発効前(2013年11月29日より前)に第30条(3)に従って審査官により拒絶された出願については適用されない」規定の追加。

・関連規定 SOR/2013-231, s. 8

8. 「第3条の発効前(2013年11月29日より前)に、特許規則第14条にいう特許代理人資格試験の一部に合格した者は、2014年12月31日以前の試験については、規則第12条(a)(i)から(iii)までを遵守することを要しない」規定の追加。